

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 暮らしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号							
許認可等の種類	定期検査	根拠条項	第19条						
審査基準	<p>○特定計量器のうち、（その構造、使用状況からみて、）その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが、適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。</p> <p>1 定期検査の合格条件</p> <p>一 検定証印等が付されていること。</p> <p>二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。</p> <p>三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を越えないこと。</p> <p>2 定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、定期検査を行った年月を表示した、定期検査済証印を付す。</p>								
	受付機関	暮らしの安全安心課	処理機関	暮らしの安全安心課	交付機関	暮らしの安全安心課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	4